

# 申請者向け操作マニュアル

---

<申請者>

## 10.機体情報・操縦者情報の 編集方法

---

# 目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-3
03.飛行許可・承認 操縦者・機体情報の編集ステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-5
05.Step2：登録情報の変更に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-8

## 01.はじめに

### (飛行許可・承認の操縦者・機体情報の編集を希望する皆様へ)

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
  - ・新規申請
  - ・変更申請
  - ・更新申請
  - ・申請書の複製
  - ・申請書一覧の確認
  - ・申請状況確認
  - ・補正指示内容確認および補正申請
  - ・申請の取り下げ
  - ・許可書のダウンロード
  - ・機体情報・操縦者情報の編集
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認申請に関して入力した機体情報や操縦者情報を変更するための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.飛行許可・承認 操縦者・機体情報の編集ステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで編集を実施しましょう。

### 申請情報の編集を開始

#### Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2 : 登録情報の変更に進む

メインメニューで「無人航空機情報の登録・変更」または「操縦者情報の登録・変更」のボタンを選択します。

#### Step3 : 機体情報・操縦者情報の編集

登録済の情報一覧から対象の「編集」ボタンを選択します。

#### Step4 : 機体情報・操縦者情報の登録確認

変更したい項目を編集し登録します。

編集が完了

本システムに登録された機体情報、操縦者情報は登録後にいつでも編集が行えます。

これらの情報は申請書の作成にも使用されますが、**編集以前に申請書が作成されているものについては、その作成時点で入力されていた情報が反映されており、編集を行っても作成済、提出済の申請書には反映されません。**

編集内容を反映した機体情報・操縦者情報で許可を受けたい場合は、編集後に改めて申請書を作成してください。

なお、機体情報、操縦者情報の追加方法は[新規申請のマニュアル](#)を参照ください。

Step2以降は  
[新規申請](#)と同様

# 04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

# 04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。  
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

## 特定飛行を行う場合の手続

### 特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人や物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

## 無人航空機の登録手続

### 無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。  
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

## 無人航空機に関する事故発生時の手続

### 無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

「事故」

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

「重大インシデント」

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

## 機体認証、技能証明の取得手続

### 機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

## 05.Step2 : 登録情報の変更に進む

### 飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。  
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。  
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認メインメニューが表示されます。  
登録済の無人航空機情報の変更を行う場合は「無人航空機情報の登録・変更」、登録済の操縦者情報の変更を行う場合は「操縦者情報の登録・変更」のボタンを押します。

### 注意事項

- ・以降の手順は、[申請書新規作成 \(Step2②、Step3②\)](#) を参照して進めてください。